

平成 2 1 年第 1 回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 2 1 年 2 月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成21年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	召集告示	1
2	召集年月日	1
3	召集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	2
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1)開会の宣告	3
	(2)議席の指定	3
	(3)会議録署名議員の指名	3
	(4)会期の決定	3
	(5)議案第1号ないし第9号の提出	3
	(6)提案理由の説明	4
	(7)一般質問	6
	(8)議案第1号の説明、採決	9
	(9)議案第2号の説明、採決	10
	(10)議案第3号の説明、採決	10
	(11)議案第4号の説明、採決	11
	(12)議案第5号の説明、採決	12
	(13)議案第6号の説明、採決	13
	(14)議案第7号の説明、採決	14
	(15)議案第8号の説明、採決	16
	(16)議案第9号の説明、採決	18
	(17)閉会の宣告	20

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成21年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年1月22日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

(1) 日 時 平成21年2月24日(火)午後2時30分

(2) 場 所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

### (3) 付議事件

- ア 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- イ 福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ウ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- エ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- オ 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について
- カ 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- キ 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- ク 平成21年度福島健康器高齢者医療広域連合一般会計予算
- ケ 平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

## 2 招集年月日

平成21年2月24日

## 3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 4 会議の時刻

平成21年2月24日午後2時30分開会、午後3時48分閉会

## 5 応招議員

1 番	原 正夫君	2 番	櫛田一男君	3 番	白井英男君
4 番	仁志田昇司君	5 番	竹内昷俊君	6 番	大樂勝弘君
7 番	鈴木義孝君	8 番	遠藤雄幸君	9 番	田澤豊彦君
10 番	佐川庄重郎君	11 番	河内幸夫君	12 番	市川清純君
13 番	佐藤喜三郎君	14 番	鈴木 巖君	16 番	坂本紀一君

## 6 不応招議員

15 番 大和田 昭君

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸孝則君	副広域連合長	古川道郎君
会計管理者	梅津 裕君	事務局長	鈴木英司君
事務局次長	小川 武君	総務課長	菊地弘美君
業務課長	齋藤良裕君	資格管理係長	江尻栄彦君
給付係長	紺野則夫君		

## 10 議事日程

日程第 1	議席の指定
日程第 2	会議録署名議員の指名
日程第 3	会期の決定
日程第 4	議案第1号ないし第9号の提出
日程第 5	提案理由の説明
日程第 6	一般質問
日程第 7	議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第5号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について

- |         |         |                                              |
|---------|---------|----------------------------------------------|
| 日程第 1 2 | 議案第 6 号 | 平成 20 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)        |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 号 | 平成 20 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号) |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 号 | 平成 21 年度福島健康器高齢者医療広域連合一般会計予算                 |
| 日程第 1 5 | 議案第 9 号 | 平成 21 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算          |

## 1 1 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 1 2 会議の経過

**事務局次長（小川武君）** 定刻となりましたので、ただ今より定例会を進めてまいりたいと思います。

それでは、河内議長、よろしくお願いいたします。

(河内議長 議長席に着席)

### (1) 開会の宣告

**議長（河内幸夫君）** ただ今、出席議員が定足数に達しておりますので、これより、平成 21 年第 1 回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。本日の欠席通告者は、15 番大和田昭君、以上であります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

(午後 2 時 3 0 分)

### (2) 議席の指定

**議長（河内幸夫君）** 日程第 1、議席の指定を行います。

今回、補欠選挙において当選された遠藤雄幸君の議席を 8 番に指定いたします。

### (3) 会議録署名議員の指名

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4 番仁志田昇司君、12 番市川清純君を指名いたします。

### (4) 会期の決定

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第 3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間とし、会期中の日程につきましては、お手もとに配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたします。

### (5) 議案第 1 号ないし第 9 号の提出

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第 4、議案第 1 号ないし議案第 9 号の提出を行います。

ただ今、広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手もとに配付

しておきましたので、ご了承願います。

#### (6) 提案理由の説明

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第5、提案理由の説明を行います。

議案第1号ないし第9号を一括して議題といたします。広域連合長より提案理由の説明を求めます。

（広域連合長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 広域連合長。

**広域連合長（瀬戸孝則君）** 提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、若干長くなりますので、ご了承いただきたいと思っております。

本日、ここに、平成21年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げる次第でございます。

本定例会に提出いたしました案件でございますが、平成21年度一般会計予算を含めまして議案が9件でございます。提案理由を申し上げるに先立ちまして、長寿医療制度に関しまして、広域連合としての平成21年度の制度運営に対する所信を申し上げまして、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、前年を振り返ってみますと、4月の制度開始以来、被保険者をはじめとして多くの方から問い合わせが寄せられたところがございますが、構成市町村の皆様には、真摯にご対応いただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

政府・与党におきましては、制度施行以来、さまざまな声、特に高齢者の方々の声を受け、6月に「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」の見直しが見直しが決定されたところでございます。

広域連合といたしましては、国・県への要望活動も実施しながら、この制度が国民皆保険を今後とも維持していくために必要なもの、との基本的認識に立ち対応をまいりましたところでございます。

その後も、特別徴収から口座振替への切り替え、被用者保険の被扶養者の保険料9割軽減の据え置き、75歳到達時の患者負担限度額の特例、負担割合の判定基準の見直し、更に、本年4月からは特別徴収と口座振替について原則、選択制となるなど、次々と見直しがなされたところでございます。

これを受けまして、構成市町村におかれましては、学校区単位での説明会の開催、あるいはダイレクトメールの対応など、限られた時間の中で対応についてご配慮をいただき、改めて感謝申し上げます次第でございます。

現在、国では更なる見直しに向け、厚生労働省に設置された「高齢者医療制度に関する検討会」での議論が行われているほか、並行して、与党プロジェクトチームでの見直しも進められているところでございます。

今後は、私ども広域連合が、保険者としての機能を発揮するため、次の二つの事項について主体的な取り組みが求められているものと考えております。一つは、医療費の適正化に対する取り組みでございまして、もう一つは、保険料の収納でございます。

どちらの課題も広域連合だけでは対応が難しいものであり、今後とも構成市町村及び県、関係機関のご協力をいただきながら、鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、予算編成等に当たり、特に留意した点などについて申し上げたいと思います。

まず、平成 20 年度の補正予算についてでありますけれども、一般会計については保険料軽減を柱とする特別対策の財源が国で措置され、平成 21 年度軽減分等も含めて平成 20 年度で交付され、基金積み立てを行うための補正増が主なものであります。特別会計補正予算(第 2 号)については、療養給付費の額が当初予算を下回る見込みのため、減額するものでございます。それに合わせて歳入についても所要の補正をするものでございます。

次に、平成 21 年度の当初予算についてでございますが、平成 20 年度は制度開始年度でもあり、医療費の支払対象が 4 月から 2 月の 11 か月でございましたが、平成 21 年度からは通常通りの 12 か月となりますので、一般会計及び特別会計とも 1 か月分の医療費や電算処理委託費等がそれぞれ増となっておりますところでございます。

一般会計につきましては、構成市町村の共通経費負担金及び広域連合職員の人件費となります負担金が主なものでございます。

特別会計予算につきましても、医療費が 12 か月分となること、被保険者数の増加、一人当たり医療費の増加などを勘案したものとなっております、歳入についても所要の内容となっております。

平成 21 年度の運営につきましては、引続き効率的執行と安定的運営を目指し、適正な執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。慎重なるご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いするものでございます。

それでは、提案理由の説明を行います。

議案第 1 号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、福島県人事委員会勧告に基づく所要の改正のため、条例案を提出するものでございます。

議案第 2 号「福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、職員以外の者への支給について規定するため、条例案を提出するものでございます。

議案第 3 号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、特別対策の財源として措置された円滑運営臨時特例交付金の受け入れに伴い、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第 4 号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、低所得者等に係る保険料の軽減について、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第 5 号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について」でございますが、組合を構成する団体の脱退及び名称変更のため、規約変更について提出するものでございます。

議案第 6 号「平成 20 年度県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 15 億 5,456 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 3,513 万円とするものでございます。

議案第7号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ102億3,895万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,791億3,846万2,000円とするものでございます。

議案第8号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億43万9,000円とするものでございます。

議案第9号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,183億5,584万3,000円とするものでございます。

以上、議案9件についての提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

#### (7) 一般質問

**議長(河内幸夫君)** 次に、日程第6、一般質問を行います。順序に従いまして、発言を許可します。

(白井議員より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 3番白井英男君。

**3番(白井英男君)** 許可を得まして、一般質問を行わせていただきます。

昨年の4月に後期高齢者医療制度がスタートいたしまして、10か月が経過したわけでございますけれども、6月の制度見直しを皮切りにさまざまな改善策が実行され、市町村レベルにおいては、事務担当者の見直しへの対応は大変なものでございました。広域の連合事務局においても対応に苦慮されたものと思っております。

更に来年度においても、保険料の支払いが年金天引きと口座振替との選択制になることをはじめ、今後もさらなる制度見直しが予想されます。現在、国において高齢者医療に関する検討会を設置し、制度の見直しについて議論がなされているところでございますが、そこで先ほど提案理由の説明においても若干触れられておりますが、改めまして以下の点につきまして広域連合長の見解をお尋ねいたします。

1つは、制度全般の総括でございます。間もなく制度スタートから1年を経過するわけですが、この1年を振り返って、広域連合としてどのように制度運営を総括していらっしゃるかお伺いをいたします。

2つ目は、今後の見直しについてであります。後期高齢者医療制度の制度見直しについては、国において法律が規定する5年後の見直しを前倒しして、より良い制度に改善することとして、昨年秋、1年をめどに必要な見直しを検討するとして進められているようでありますが、また、舛添厚生労働大臣からは、年齢のみで対象者を区別しない、年金からの保険料天引きを強制しない、世代間の反目を助長しない仕組みを財源などで工夫できないか、の3点の見直しが表明されております。

そこで、現在の制度見直しの進捗状況とその内容について、また、それに対する現時点での広域連合としての考え方について、併せてお伺いをいたします。

次に、質問の3点目であります。人間ドックの助成についてであります。前回の定例会でも質問をいたしました人間ドックの助成についてであります。



今年度は特別調整交付金の交付基準の中で、長寿・健康増進事業として人間ドックの助成が可能ということでありましたが、喜多方市では、既に人間ドックを実施しない周知を図っていたことから、今年度は混乱を避けるため実施を見送りました。そこで、太極拳ゆったり体操による健康づくり事業のみを実施いたしました。

そういう中で、10月に実施した小学校単位での説明会の席上、被保険者の方々から、人間ドックの助成に関する質問、要望が多数出されたところでもあります。これまで、人間ドックの助成を受けていた方からいたしますと、後期高齢者医療制度になったせいでサービスが後退したという受け止め方が強くなっているものと考えております。

75歳以上といえども元気な方が多く、人間ドックを受け、早期に悪いところが見つかり、治療すれば、確実に医療費削減につながるものと思います。来年度以降については、特別対策の予定がないようではありますが、引き続き特別対策により、人間ドック、及び長寿・健康増進事業が広域連合の保健事業として実施できるよう、国、県に対して強く働きかけるべきだと思いますが、広域連合のお考えをお伺いするものでございます。以上、3点について明快な答弁をよろしく願いいたします。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 広域連合長。

**広域連合長(瀬戸孝則君)** 3番白井英男議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

長寿医療制度の財政運営主体であります広域連合の長として、3つの観点からこの1年間の制度運営を総括したいと思っております。

第1に、制度の定着についてでございますが、昨年4月の制度施行直後は、事前の広報の不足や保険証の未着、保険料の年金からの徴収の誤りなど、事務的ミスも重なりました。制度そのものへのご批判もいただくなど、大変苦勞したわけでございます。

その後、政府・与党が取りまとめました保険料軽減策をはじめとする特別対策に速やかに対応したり、構成市町村、県など関係機関と連携しながら、制度の必要性や制度の改善内容等について広報周知に努めた結果、理解が深まり、制度は定着しつつあると考えております。

第2番目に、財政運営についてでございますが、被保険者数が当初想定していたよりも少なく推移していることなどのため、保険料収入額、医療費ともに、予定していたよりも低い数字となっております。

しかしながら、保険料収入については、被保険者の皆様のご理解と各市町村のご努力により、収納率で97%を超える見込みであるほか、一人当たりの医療費も想定していた範囲内にあることから、収支均衡を達成できるものと考えております。

第3に、保険者機能の発揮についてでございますが、被保険者の方々の健康づくりを支援し、医療費を適切なものとしていくことが求められておりますことから、市町村と連携して健康診査事業を実施したほか、国からの財源を利用して、市町村が行う長寿・健康増進事業を支援したところでございます。

このように、広域連合議会議員の皆様、そして、構成市町村、県等の関係機関のご協力及び被保険者の皆様のご理解により、これまで制度を運営することができたとい

うのが率直なところでございます。

来年度以降も、引き続き皆様のご理解とご支援をいただきながら、保険者機能を発揮しつつ、安定的な制度運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、他の質問につきましては、事務局長から答弁いたさせますので、ご了承願いたいと思います。

(事務局長より「議長」との発言あり)

**議長 (河内幸夫君)** 事務局長。

**事務局長 (鈴木英司君)** 長寿医療制度の見直しにつきましては、現在、厚生労働省に設置されました「高齢者医療制度に関する検討会」において検討が行われております。

現在まで、4回の検討会が開催されておまして、「今回の医療制度改革の評価と今後の見直しの基本的考え方」、「年齢で区分することについて」、また、「広域連合について」、「保険料算定の方法と徴収方法について」、更には「医療サービスと財源のあり方」等の項目について、議論が行われておまして、その中で、長寿医療制度と国民健康保険の一体化に関する舛添厚生労働大臣の私案が示されたほか、広域連合をはじめとする自治体からのヒアリングも行われております。

今後、更に検討が進められ、具体的な見直しの方向が取りまとめられると思われませんが、国民皆保険制度を持続可能なものとする、高齢者と現役世代の双方が納められる制度であること、実際に制度を運営する自治体の意見が反映されたものであることが何よりも見直しの大切な視点であると考えております。

今後とも、国の検討状況を注視してまいりますとともに、必要に応じて、広域連合としても意見を申し上げてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、人間ドックへの助成についてでございますが、人間ドックの受診費用の助成など、長寿・健康増進事業につきましては、平成20年度は、国の特別調整交付金を活用いたしまして、事業を実施する市町村に助成を行ったところでございます。

結果、28市町村が長寿・健康増進事業に取り組みまして、そのうち、人間ドックへの助成は2町でございました。

平成21年度以降は、国の方針及び予算措置状況が不明でありましたことから、当初予算での措置を見送っておりますけれども、先般、2月12日に国が招集しました全国会議の席上で、平成21年度の長寿・健康増進事業に関する国の取り扱い方針が示されまして、平成20年度と同程度の交付基準額が確保される見込みとなったところでございます。

つきましては、今後、早急に、構成市町村と人間ドックの受診費用の助成を含む長寿・健康増進事業の実施について協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、広域連合としての事業化につきましては、平成21年度の構成市町村の取り組み状況も勘案しながら、次期2か年の保険料率算定の中で、引き続き十分検討してまいりたいと考えてございます。

(白井議員より「議長」との発言あり)

**議長 (河内幸夫君)** 3番白井英男君。

**3番 (白井英男君)** 1点のみ、再質問させてください。

長寿・健康増進事業ですね、ある意味では病気の予防事業でありますので、たぶん費用対効果を考えると、非常に効果があると思います。したがって、これについては、広域連合としても、今までのお話しで国の方もやるということでございますので、力を入れていただいて、是非各市町村から希望を早めにとっていただいて、国の方と折衝して、早めに国の交付金なり、必要な財源確保にご努力をいただきたいということをご要望申し上げまして、これはご要望ですので、答えはいいませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（河内幸夫君）** 答弁はよろしいですね。

**3番（白井英男君）** はい。

**議長（河内幸夫君）** これにて、一般質問を終結いたします。

**(8) 議案第1号の説明、採決**

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第7、議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**事務局長（鈴木英司君）** それでは、議案書1ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書につきましては、1ページから5ページまでの記載となっておりますが、内容につきましては、議案説明資料をお手元にご準備いただきたいと思ひます。A3判横のものでございますけれども、議案説明資料でご説明したいと存じます。

議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思ひます。今回は、福島県の人事委員会勧告に準拠しまして、新旧対照表にございますように、第22条第2項、期末手当12月支給分を100分の153とするものでございます。併せまして、基本給の改正に伴う給料表につきましては、別表第3条関係でございますが、記載のとおり改定分を取りまとめたものでございます。

なお、附則にございますように平成20年4月1日から適用してまいるものでございます。

以上が、議案第1号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** それでは、議案第1号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

**(9) 議案第2号の説明、採決**

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第8、議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** それでは、議案書の6ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

A3判の議案説明資料でご説明させていただきます。

議案説明資料の6ページをお開きいただきたいと思えます。新旧対照表にごさいますように、広域連合職員以外の方につきましても、公務を補助するための活動をしていただいた場合、旅費を支給できるようにするものでございます。記載のとおりの内容でございます。

以上が、議案第2号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** 議案第2号について質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

**(10) 議案第3号の説明、採決**

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第9、議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** それでは、議案書の8ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

の一部を改正する条例の制定について」でございます。

議案説明資料でご説明申し上げます。説明資料の 8 ページをお開きいただきたいと思っております。

説明資料の 8 ページに記載のとおり、今回の一部改正内容につきましては、改正案にございますように、国において、第 2 条に加わりました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を基金の対象事業とするものでございます。第 6 条の第 1 項第 2 号、これは平成 21 年度の特別対策として、被用者保険の被扶養者であったものの保険料徴収の激変緩和、これの継続措置分、更に第 3 号、第 4 号は、先の 7 月定例会において国の特別対策に係る経費を補正いたしました。10 月 31 日以降の実施分が基金事業に振り替わったものでございます。第 5 号でございますが、平成 21 年度において保険料均等割 7 割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下でその他の所得がない場合 9 割軽減とするもの、また、所得割を今年度同様 50%軽減とするものでございます。

なお、附則において、この新たな措置によりまして失効期間が 1 年伸びるものでございます。

以上が、議案第 3 号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** 議案第 3 号について質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって議案第 3 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第 3 号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は、原案どおり可決されました。

#### (11) 議案第 4 号の説明、採決

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第 10、議案第 4 号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** それでは、議案書の 10 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 4 号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案説明資料でご説明させていただきます。議案説明資料の 10 ページをお開きいただきたいと思っております。平成 21 年度以降の保険料軽減措置等の改正による一部改正で

ございます。

新旧対照表をご覧いただきまして、第 15 条の追加につきましては、所得割減額が恒久措置になったことによるものでございます。また、第 17 条の、記載はしてございませんけれども、第 1 項第 1 号が均等割 7 割軽減の表記になっておりますけれども、今回の第 1 号の 2 が、平成 21 年 4 月から、7 割軽減世帯のうち、先ほど申し上げましたが、被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、かつその他の各種所得がない場合、更に 10 分の 2 を乗じて 9 割軽減とするものでございます。

次の 11 ページをお開きいただきたいと思います。11 ページ、同条第 2 項が今年度同様、所得割 5 割軽減の表記でございます。更に 12 ページ、附則をご覧いただきたいと思います。附則第 13 条、これは被用者保険の被扶養者であった方の均等割額 9 割軽減を 21 年度においても延長する内容になってございます。

以上のほか、前のページにお戻り願います。併せまして第 20 条の徴収猶予、更に第 21 条の保険料の減免につきまして、現行ですと収入減による要件としまして、いわゆる被保険者の属する世帯の世帯主の収入減としておりましたけれども、今回、被保険者自身の収入状況も勘案するという事で適正化を図ったものでございます。

以上が、議案第 4 号の説明でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** 議案第 4 号について質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって議案第 4 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第 4 号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は、原案どおり可決されました。

## (12) 議案第 5 号の説明、採決

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第 11、議案第 5 号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** それでは、議案書の 12 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 5 号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について」ご説明申し上げます。

議案説明資料でご説明申し上げます。議案説明資料の 13 ページをお開きいただきたいと思っております。13 ページ、趣旨に記載のとおり、福島県市町村総合事務組合の構成団

体であります、会津若松地方水道用水供給企業団が平成 21 年 3 月 31 日付けをもって脱退すること、また、公立岩瀬病院組合が平成 21 年 4 月 1 日から公立岩瀬病院企業団と名称変更することについて協議し、異議がない旨、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、議案第 5 号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** 議案第 5 号について質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって議案第 5 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第 5 号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、原案どおり可決されました。

### (13) 議案第 6 号の説明、採決

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第 12、議案第 6 号「平成 20 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** 議案第 6 号「平成 20 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては、別冊になっておりまして、平成 20 年度一般会計並びに特別会計補正予算書をお手元にご準備いただきたいと思います。A 4 判の資料になってございます。

補正予算書は、1 ページから 9 ページまで記載してございますが、これにつきましても別添 A 3 判横の平成 20 年度補正予算説明資料により説明させていただきたいと思います。資料が飛んで恐縮でございますけれども、A 3 判横の平成 20 年度補正予算説明資料に基づいて説明させていただきます。

説明資料の 1 ページをお開き願います。今回の補正額は、記載のとおり歳入、歳出、15 億 5,456 万 1,000 円を増額するものでございまして、補正後の額につきましては、次の 2 ページに記載のとおり、それぞれ 23 億 3,513 万円とするものでございます。

その内容でございますが、1 ページにお戻りいただきまして、まず、歳入の第 2 款国庫支出金におきまして、備考に記載のとおり保険料不均一賦課負担金 299 万 1,000 円の増額につきましては、これは本県対象の 4 町村に係る不均一保険料の差額分を国と県が 2 分の 1 ずつ負担する制度であります。国庫負担金の所要額が確定したことによるものでございます。

次に、同じく備考の欄に高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 14 億 7,340 万

9,000円ですが、これにつきましては、先の議案第3号でご説明申し上げましたが、平成21年度分の低所得者に対する保険料の軽減分等でございます、臨時特例基金で受け入れるものでございます。

次に、第3款県支出金につきましては、これは国と同じく保険料不均一賦課負担金の県負担分でございます。

次に、第4款財産収入につきましては、臨時特例基金を確実にかつ有利な方法で運用した利子分でございます。

次に、第5款繰越金7,209万6,000円でございますが、これは平成19年度決算に伴う繰り越し確定分でございます、平成21年度に繰り越すものでございます。

第6款諸収入につきましては、歳計現金預金の利子でございます。

以上、歳入補正額計15億5,456万1,000円となるものでございます。

次に、歳出でございますが、歳入でも触れましたけれども、記載のとおり円滑運営臨時特例交付金、基金運用利子分につきましては、第3款の民生費第1項社会福祉費第1目老人福祉費、臨時特例基金に14億7,358万1,000円を積み立てるとともに、保険料不均一賦課負担金の国・県負担金598万2,000円につきましては、特別会計へ繰り出すものでございます。

更に、第4款予備費につきましては、平成19年度繰越額確定分、更には歳計現金預金利子等を含めまして7,499万8,000円を計上するものでございます。

以上が、議案第6号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** 議案第6号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

#### (14) 議案第7号の説明、採決

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第13、議案第7号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** それでは、引き続きまして、別冊A4判縦の平成20年度補正予算書をご準備いただきたいと思っております。

議案書、予算書の11ページをお開きいただきたいと思っております。議案第7号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」につ



きましてご説明申し上げます。

予算書では 11 ページから 23 ページまでになってございますが、別添 A 3 判横の平成 20 年度補正予算説明資料により説明させていただきたいと思っております。

平成 20 年度補正予算説明資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正額、特別会計歳入におきまして、右下計にございますように 102 億 3,895 万 6,000 円を減額するものでございまして、次ページ 4 ページになりますが、右下合計補正後の歳入計を 1,791 億 3,846 万 2,000 円とするものでございます。

次に、5 ページをお開き願います。歳出でございます。同じく右下合計に記載の合計額、歳入と同額の 102 億 3,895 万 6,000 円を減額するものでございます。そういったしまして、補正後の歳出合計額でございますが、次のページに記載のとおり 1,791 億 3,846 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、主なものを説明申し上げます。恐縮ですが、3 ページの方にお戻りいただきたいと思います。歳入の主なものでございます。款、項、目ごとに記載してございますが、まず第 1 款市町村支出金におきましては、保険料等負担金で 5 億 3,694 万 1,000 円の減となります。これは被保険者数が当初見込みより少なかったことによる減額でございます。また、新たな保険料軽減等によりまして保険基盤安定負担金で措置したことによるものでございます。それに伴いまして医療給付費負担金でございますけれども、医療給付に係る市町村の定率負担 12 分の 1 にかかる分についても 7 億 2,453 万 9,000 円の減となるものでございます。また、保健事業負担金につきましては、健康診査事業に係る負担金でございますけれども、1 億 2,427 万 9,000 円の減となるものでございます。関連で第 2 款が国庫支出金でございますけれども、国の定率負担、国の場合は 12 分の 3 でございますけれども、21 億 7,361 万 5,000 円の減となります。併せまして国庫補助金につきましては、被保険者数の調整交付金の減額の分でございますが、被保険者数の減に伴う減額、特別調整交付金の減額は、議案第 3 号でご説明いたしました、後期高齢者補助金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に財源が振り替わったこと等による増減となっております。併せて、第 3 款県支出金におきましても、市町村負担と同額の減となったものでございます。

次に、第 4 款の支払基金交付金につきましては、これは現役世代の支援金でございますけれども、同様に被保険者数、並びに医療費総額の減に伴いまして 44 億 1,388 万 7,000 円の減となるものでございます。

次に、第 6 款繰入金、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金でございますけれども、被用者保険の被扶養者であった者への特例措置等でありまして、該当対象者数の減に伴い 1 億 3,780 万 7,000 円の減となりまして、歳入合わせて 102 億 3,895 万 6,000 円の減額補正となるものでございます。

続きまして歳出の方ですが、5 ページをお開きいただきたいと思います。歳出の主な内容をご説明申し上げます。

第 1 款総務費、後期高齢者医療特別対策事業であります。先の定例会において補正措置をしながら広報活動や長寿・健康増進事業等に取り組んできたところでございますけれども、国において交付基準の見直し、あるいは算定期間の変更などによりまして、市町村にとりましてもなかなか取り組みにくい状況にありまして、結果、2,572

万 3,000 円の減となったものでございます。

次に、第 2 款保険給付費、療養給付費で記載のとおり、被保険者数等の減少に伴いまして、療養給付におきまして、小計の欄でございますが、106 億 3,000 万 7,000 円の減、それから下の欄、下段の方の高額療養費につきましては、8 億 8,897 万 8,000 円の増となりましたけれども、葬祭費におきまして 1 億 1,760 万円の減となりまして、保険給付費全体で小計の額になりますが、98 億 6,991 万 3,000 円の減となるものでございます。

次に、第 5 款の保健事業費、これは健康診査費におきまして、市町村の実績見込により 2 億 7,473 万 9,000 円を減額するものでございます。

そういたしまして、歳出補正額は歳入補正額と同額の 102 億 3,895 万 6,000 円の減額とするものでございます。

以上が、議案第 7 号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** 議案第 7 号について、質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって議案第 7 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第 7 号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は、原案どおり可決されました。

#### (15) 議案第 8 号の説明、採決

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第 14、議案第 8 号「平成 21 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** 議案第 8 号「平成 21 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、また別冊でございますが、平成 21 年度一般会計並びに特別会計予算書をご準備願います。A 4 判縦のものでございます。予算書の 1 ページから 14 ページまで記載してございます内容を含めまして、これにつきましても別添の A 3 判横の平成 21 年度当初予算説明資料でもってご説明させていただきたいと思っております。A 3 判横の平成 21 年度当初予算説明資料、一般会計、特別会計となっているものでございます。

説明資料の 2 ページをお開きいただきたいと思います。一般会計歳入歳出予算それぞれ 9 億 43 万 9,000 円と定めるものでございます。

まず、歳入でございますけれども、第 1 款分担金及び負担金 8 億 78 万 4,000 円、こ

ちらは構成市町村からの共通経費負担金でございます。

次に、第2款国庫支出金と第3款の県支出金それぞれ1,154万円でございますけれども、こちらは保険料不均一賦課負担金でございます、本県対象4町村分でございます。

第5款繰越金7,209万6,000円でございますが、これは平成20年度の補正でご説明いたしましたけれども、前年度の繰越金でございます。そういたしまして、歳入の合計が9億43万9,000円となるものでございます。

次に歳出でございますが、細目でご説明申し上げます。まず、議会運営費の122万円でございますが、議員16名の報酬等でございます。

次に、広報事業1,904万8,000円でございますが、これにつきましては、被保険者のみならず県民への制度周知が重要であるということで、新規に取り組むものでございます。

次に派遣職員の人件費等7,015万5,000円でございますが、これにつきましては、記載のとおり遠隔地からの派遣職員の借り上げ公舎、アパート家賃12名想定しておりますけれども、762万円と事務局長、次長、総務課職員5名分の人件費等負担金6,227万2,000円でございます。なお、県からの派遣職員1名の減員分もこれに折り込んでございます。

次に、臨時職員雇用費847万6,000円でございますが、平成20年度同様4名分の雇用を考えておまして、その賃金等でございます。

次に、事務局管理運営費790万2,000円でございますが、これは職員旅費、あるいは事務局運営に係る役務費、委託料等でございます。

次に、情報公開等適正化事業19万2,000円でございますが、これについては委員5名等の報酬等、会計管理費につきましては22万3,000円、選挙管理委員会費5万円につきましては、委員4名分の報酬等でございます。

なお、新規で広域連合長選挙に係る経費5万2,000円を計上いたしております。

監査委員18万6,000円については、委員2名の報酬等でございます。

後期高齢者医療事業6億4,958万1,000円につきましては、特別会計への繰出金となっております。事務費等繰出金6億2,303万9,000円と国、県からの保険料不均一賦課繰出金2,038万2,000円等となっております。

次に、派遣職員人件費の1億2,467万4,000円でございますけれども、これは業務課職員平成20年度同様16名分の人件費等でございます。次に、予備費として1,859万8,000円を計上しておまして、歳出合計が9億43万9,000円となるものでございます。

以上、一般会計につきましては、構成市町村からの負担金を主な財源といたしておりますことから、事務の効率化、あるいは経費の節減を図り、適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上が、議案第8号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** 議案第8号について、質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって議案第8号に対する質疑を終結いたし

ます。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

**議長(河内幸夫君)** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第8号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長(河内幸夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

#### (16) 議案第9号の説明、採決

**議長(河内幸夫君)** 次に、日程第15、議案第9号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局長より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 事務局長。

**事務局長(鈴木英司君)** 議案第9号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、平成21年度一般会計並びに特別会計予算書をご覧いただきたいと思っております。予算書の15ページをお開きいただきたいと思っております。

記載のとおり、まず、第1条でございますけれども、今回、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,183億5,584万3,000円と定めるものでございます。後ほど詳細をご説明申し上げます。

次に、第2条の一時借入金でございますけれども、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして借入最高額を医療費支出の1か月分、最高額180億円と定めるものでございます。

次に、第3条歳出予算の流用でございますが、法第220条第2項、ただし書きの規定によりまして、第1号に記載のとおり保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合、同一款内で各項間の流用を認めることとするものでございます。

次に、特別会計予算につきましては、16ページから31ページになってございますけれども、別添A3判横の予算説明資料でご説明させていただきたいと思っております。

それでは、予算説明資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。特別会計の歳入について節ごとに記載したものでございます。市町村支出金、国庫支出金等、款ごとに款、項、目、節として記載してございます。

次に、4ページをお開き願います。こちらは特別会計の歳出につきまして細目ごとに記載してございます。

続きまして、5ページをお開き願います。こちらが特別会計における財政の概要でございますので、こちらで説明した方が分かりやすいかと思っておりますので、この5ページでもってご説明させていただきます。

歳入歳出、記載のとおり、それぞれ一番頭を書いてございますように、2,183億5,584万3,000円でございます。前年度当初予算額が、1,892億6,741万8,000円でございますので、約290億円の増となっております。これにつきましては、医療費の年

度が3月から2月をベースとしておりまして、平成20年度につきましては11か月分でございますけれども、平成21年度は12か月となるものでございます。なお、1か月分多い予算編成となりまして、併せながら、その被保険者の増に伴う保険給付の増、あるいは診療報酬改定等の影響等を勘案して作成したものでございます。

まず、左側の歳入でございますが、国の調整交付金203億1,603万4,000円でございます。これにつきましては、広域連合間の被保険者に係る所得格差による財政力の不均衡を調整して交付されるものでございまして、全国を1とした場合、本県の所得係数は0.68でございます、保険料の所得割分の補填となるものでございます。

次に、定率国庫負担515億3,556万2,000円、その下の定率県負担171億7,852万1,000円、その下の定率市町村負担171億7,852万1,000円、これにつきましては定率負担、いわゆる現役並み所得者を除く被保険者に係る医療給付等に要する費用の額のうち、国が12分の3、県が12分の1、市町村が12分の1を定率で負担するものでございます。

次に、支払基金交付金906億8,351万3,000円でございますが、こちらは支払基金が各保険者から後期高齢者支援金を徴収し、各広域連合へ後期高齢者交付金として交付されるものでございまして、いわゆる現役世代の支援金約4割分というものでございます。

次に保険料142億828万6,000円でございますけれども、これらは市町村が徴収しまして、広域連合に保険料等負担金として納付するものでございます。

次に、高額医療費負担金11億3,814万2,000円でございますけれども、これは高額な医療費に対しまして国が4分の1、県が4分の1負担するものでございます。

また、特別高額医療費共同事業としまして、著しく高額な医療費につきましては各広域連合からの拠出金を財源として共同で支え合う制度となっております、その財政調整額となっております。

次に、下の方になりますが、細かくて恐縮ですが、公費補填の51億5,651万5,000円でございますけれども、これは保険基盤安定負担金37億649万8,000円、これにつきましては、低所得者均等割軽減分として市町村4分の1、県が4分の3、また、不均一保険料の国、県が2分の1ずつ負担する特例分2,308万1,000円、また、先に議案第3号でご説明申し上げました後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金14億2,693万6,000円でございます。

次に、その他の収入9億6,074万9,000円につきましては、これは健康診査事業、また、一般会計からの事務費等繰入金が主なものとなっております。

次に、右側の歳出の分でございます。ご覧のように医療給付費が2,167億2,653万1,000円でございます、全体の99.3%を占めるものでございます。

主なものをご説明申し上げます。まず、医療給付費は2,078億3,100万1,000円でございます。このほかに訪問看護療養費、特別療養費、移送費等がございます。

次に、審査支払手数料5億6,826万円でございますけれども、これは医療機関からのレセプトの内容が適切かどうか、それらを審査する委託手数料でございます。

次に、高額療養費70億1,121万7,000円につきましては、1か月に支払った医療費の自己負担額が定められておりますけれども、その限度額を超えた場合に支給される

費用となっております。

次に、高額介護合算療養費 1 億 8,063 万 5,000 円でございますけれども、これは新規でございます、介護保険サービスも受けて両方の自己負担額の 1 年間の合計額が決められておりますけれども、一定の限度額を超えた場合に支給される制度になっておりまして、それに係る費用でございます。

次に、葬祭費 7 億 5,300 万円につきましては、お一人につき 5 万円を給付する費用でございます。

次に、その他の支出でございますが、県の財政安定化基金拠出金 2 億 127 万 4,000 円につきましては、保険料の未納、あるいは給付増のリスク等によりまして広域連合の財政影響に対応するため、国と県と広域連合が 3 分の 1 ずつ拠出して県に基金を設置するものでございまして、各年約 6 億円で 6 年間続けるものでございます。

次に、特別高額医療費共同事業拠出金については、1,161 万 6,000 円でございますが、これは歳入でご説明いたしました共同事業の拠出金でございます。

次に、保健事業費 3 億 1,065 万 2,000 円でございますけれども、これは被保険者の健康保持を目的に市町村に委託して健康診査事業を実施する費用となっております。

次に、総務費 6 億 2,218 万 8,000 円でございますが、これは一般管理費、電算処理委託費等でございます。

次に、諸支出金 6,883 万 8,000 円でございますが、これは市町村が徴収した保険料のうち、資格喪失等で過納額を還付する必要が出てまいります。当該還付が過年度になった場合に市町村に広域連合から送金することになりますことから、所要額等を計上したものでございます。

次に、予備費といたしましては 4 億 1,474 万 3,000 円を計上するものでございます。

なお、6 ページ以降の資料につきましては、これらを算定するための参考の資料でございますので、ご参照願います。

以上が、議案第 9 号の説明でございます。国、県、市町村、各保険者、そして、被保険者からの保険料をそれぞれ財源といたしますことから、適正な執行に努めてまいりたいと考えるものでございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** 議案第 9 号に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって議案第 9 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第 9 号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は、原案どおり可決されました。

#### (17) 閉会及び閉議の宣告

**議長（河内幸夫君）** これで本日の日程は全部終了いたしました。以上で会議を閉じ、

平成 21 年第 1 回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後 3 時 4 8 分)